

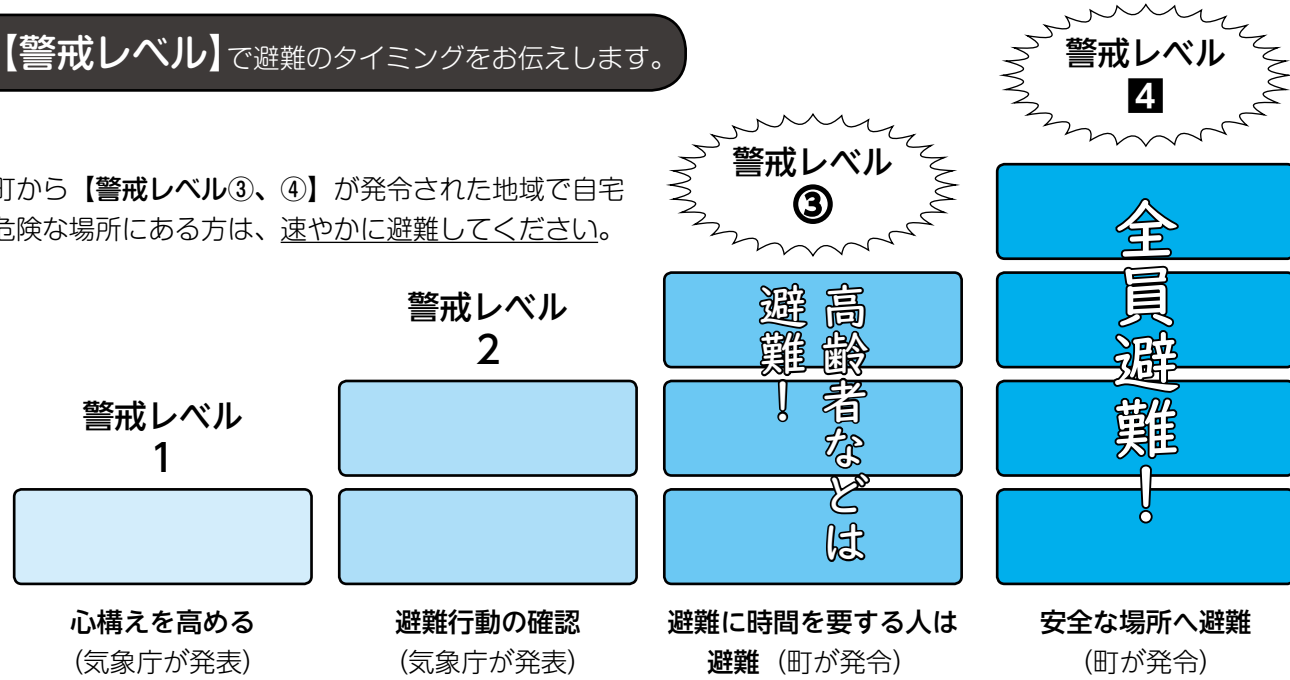
防災情報はいろいろあるけれど、いつ避難すればいいの？

逃げ遅れ<sup>ゼロ</sup>へ！

# 警戒レベル4で全員避難！

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

町から【警戒レベル③、④】が発令された地域で自宅が危険な場所にある方は、速やかに避難してください。



【警戒レベル⑤】(町が発令) はすでに災害が発生している状況です。



災害は突然やってきます。気候がある程度予測できても、被害が出てしまう台風や豪雨、予測が難しい地震などがあります。今一度、家族や親戚と、災害の備えについて確認しましょう。

写真：平成30年8月の豪雨被害を受けたカートソレイユ最上川

## 情報収集ツール

最新の避難情報を入手しましょう  
登録制メールで確認

避難情報の入手先としてテレビのdボタン、防災速報アプリ、スマートフォンによるエリアメールなどがありますが、今年度より、「庄内町防災情報登録制メール」が始まりました。町の防災無線で放送した内容が、登録されたメールアドレス宛に配信されます。また、防災無線の放送の内容は町HPまたは電話で確認することができます。

■防災無線テレフォンサービス  
☎0234(42)2081  
※放送から24時間以内限定。通話料がかかります。

【庄内町防災情報登録制メール】

- ① [t-shonai@sg-p.jp] へ空メール または
- ② 以下QRコードよりアクセス



PC、スマホの場合



フィーチャーフォンの場合

## 災害への備え

自宅から避難所への経路や被害想定範囲を  
ハザードマップで確認

町では最上川、京田川、立谷沢川が決壊した場合を想定した「洪水ハザードマップ」、土砂災害を想定した「土砂災害ハザードマップ」、地震に備える資料の「地震ハザードマップ」を作成しています。災害は突然やってきます。まずは自分の身は自分で守るために、災害発生時の行動を想定することが大切になります。また、日頃から災害が発生した場合に備えて、非常用の携帯品の準備や家族間での連絡の取り方、避難経路などを確認しておきましょう。

※各種ハザードマップは町HPから確認できます。



最上川洪水ハザードマップ

## 水害への備え

令和元年度、想定し得る最大規模の降雨があった際の洪水浸水想定を基に、最上川、京田川、立谷沢川のそれぞれの洪水ハザードマップを新規に作成しました。(P3参照)

河川がはみ出した場合に備えて、地域住民がすばやく安全に避難し、被害を最小限に抑えることを目的として、浸水の想定される区域と避難場所などの情報を地図上に明示したものが洪水ハザードマップです。気象情報に十分注意し、警報などが出たら早めに行動することで、被害の防止や軽減することが可能になります。

※ハザードマップは大きな河川の予測のため、支川の(決壊による)氾濫や内水による氾濫等を考慮していません。想定区域外における浸水の発生や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合も考えられます。

## 想定される地震

「庄内平野東縁断層帯」は、庄内町を走る断層帯です。これは、遊佐町から庄内町を経て旧藤島町に至る約38キロメートルの長さの断層帯で、この断層帯による地震が発生した場合、マグニチュード7.5規模の地震が生じると考えられています。

県が行った被害想定結果では、庄内町で全壊・半壊建築物3,584棟、死者1,244人、負傷者約1,411人、避難者3,565人にのぼるとされており、甚大な被害が生じることが想定されています。

地震による死亡・ケガの要因として、阪神淡路大震災では、約80%が地震発生直後の建物の倒壊や家具の転倒が原因であることがわかっています。壁柱などに偏りのある建築物や、増改築によりバランスが悪くなってしまうものについては、地震対策として建築士など専門家による耐震診断を受け、必要に応じて耐震改修を行うことが防災対策上で重要となります。

水害や地震だけではなく、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大など、災害は未曾有の事態を引き起こす存在です。「自分だけは大丈夫」と油断せず、災害は身近に起こりうるものとして、できることから備えることが大切です。





**浸水区域のうち、  
早期に避難情報を  
発令する地域**  
(破堤からおおむね5時間  
以内の浸水想定集落)

避難情報の発令対象集落の明確化  
および避難所の効率的な準備のため  
設定しました。

●最上川の洪水による第一段階で  
の避難情報の発令集落…

興屋、中島、生緑沢、片倉および南町(土砂災害と重なる場合)、上荒宿、荒宿、裏町、新屋敷、新町、幸町・立川、川端、本町、駅前・立川、東興野、緑町・立川、東本町、賈地目、荒鍋、旭町、出川原、上幅、今岡、提興屋、榎島、千河原、平岡、榎木、跡、下堀野、連枝、小出新田、堤新田

●京田川の洪水による第一段階での避難情報の発令集落…

千本杉、生三、落合

発令された際は、慌てず落ち着いて指定された避難所へ避難をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症対策もかねて見直したことで、集落避難所が変更になった集落があります。(個別に通知しています)

●新型コロナウイルスなど感染症を踏まえた避難所のルール  
(あらためて災害時の「避難」を考えましょう)

洪水および土砂災害ハザードマップなどで安全な自宅は在宅避難(その場に留まること)も重要です。地震時は、家屋の倒壊などの危険性がない場合は、避難所への避難は要しません。そのうえで、自宅が危険な場所にあるならば、より安全な場所へ早めに避難することが必要になります。

【避難所に避難するとき】

町の備蓄品には限界がありますので、できる限り1日分の飲料水、食料(保存食など)、日用品、毛布、マスク、ハンカチ、体温計、消毒液、除菌シート、その他日常生活している生活必需品などを持参ください。

※その他注意事項

○手洗いおよび咳エチケットの徹底

○十分な居住スペースおよび社会的距離の確保など

○受付で配布するチェックカードに体温などの記入をお願いします

※詳しくは広報しようない6月1日号および7月1日号の折り込みでも紹介しています。

# 役場の 防災機能 紹介



大型モニター



防災無線室



マンホールトイレ

5月18日に開庁した新・庄内町役場旧庁舎は昭和36年に建てられ、耐震基準を満たしていませんでした。そのため、災害が起きた場合は立川総合支所で対策本部が立ち上げられていたが、このたびは庁議室を配置し、災害時には対策本部に転用できるようにしました。さらに、防災無線室も新たに設置。新庁舎に防災拠点をもとめたことで、安全で迅速な対応が可能となりました。

【新しい機能・施設紹介】

○通常の1.5倍の耐震性能とすることで地震時の安全性を高め、庁舎機能を維持する建物としています。

○B棟(旧西庁舎)においても、災害時の安全性を高めるために構造の補強を加え、防災拠点施設に転用できる建物としています。

○庁議室を町長・副町長室付近に配置し、災害時対策本部に転用します。

○庁議室の大型モニターには、県防災モニターや気象情報などを最大9画面で映すことができます。

○災害時に電力が遮断された場合に備え、防災機器等に72時間の電力供給が行える容量の非常用発電機を設置しています。

○防災無線操作卓を更新し、防災無線放送、登録制メール、エリアメールが同時に放送・配信されるようになりました。

○マンホールトイレと防災備蓄庫を設置し、災害に備えています。

インタビュー…地域の安全を守るため、何ができるか。

集落専用防災マップを作成するなど、独自の取り組みを行う木ノ沢集落の富樫豊一区長にインタビューしました。



4年ほど前に国土交通省から提案があったことをきっかけに、木ノ沢集落の防災マップを作成しました。「安全に避難するためにどこが危険なのか」を、集落の住民で実際に歩いて確認し、新庄河川事務所や岩手大学、庄内町の力も借りながら完成させました。同じ集落でも、立地によって避難の仕方が違います。全員が自分自身の命を守るよう、まずは安全の確保が一番大事です。災害が起きた時、慌てず落ち着いて「命を守る行動」ができるようにと、この防災マップに思いを込めています。最初に冊子ができてから毎年、最新の情報で作り直しています。集落の安全を、住民みんなで守りたいです。

## 災害応援協定を締結しています

町では、災害発生時の各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、近隣自治体や民間事業者と協定を結んでいます。これにより、広域的確な応急復旧活動が期待されます。

●物資供給(飲料品・飲料水・生活必需品・燃料など)に関する協定

協定締結先	
山形県生活協同組合連合会	余目町農業協同組合
酒田市(窓口)・東北旭段ボール(株)	東北カートン(株)
NPO法人コメリ災害対策センター	仙台コカ・コーラボトリング(株)庄内営業所
山形県LPガス協会	山形県三菱自動車販売(株)

●要配慮者の避難施設としての使用に関する協定 ※施設に直接避難することはできません。

協定締結先	
特別養護老人ホーム 山水園	老人デイサービスセンター 山水園
特別養護老人ホーム ソラーナ	ソラーナデイサービスセンター
介護老人保健施設 あかね	介護老人保健施設 余目徳洲苑
地域密着型特別老人ホーム ラ・ルーナ	ラ・ルーナ短期入所生活介護事業所
余目保育園	山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
生活介護支援施設あーす	就労施設みなみ
福祉施設ドレミファ (GH)	障害者多機能型施設 ひまわり園
結夢家	TeToTeo

この他にも、災害復旧や情報発信、医療・衛生などについて、これまでに60の協定を結んでいます。(令和2年6月18日現在)